

町の施策に関する町民アンケート

現在町が進めている各種施策への満足度・関心度をお尋ねし、今後の町政に反映させることを目的としたアンケートを実施します。

このアンケートは、4月1日現在で本町に住民登録されている18歳以上の人から、無作為に3,000人を抽出して行うものです。アンケート票が届いた人は、趣旨をご理解の上、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

回答方法

同封の返信用封筒に入れて郵送(切手不要)

回答期限

8月31日(火) ※当日消印有効

☎ 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合、臨時特例による免除期間が延長され、令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月分)についても、免除/納付猶予の対象となりました。

免除/納付猶予を受けるためには申請が必要で、現在、申請受け付けを行っています。

対象者

次の両方に該当する人

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少
- ・令和2年2月以降の所得などの状況から、令和3年中の所得見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる

※通常の免除と同じように、保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。

申請に必要な書類

- ・国民年金保険料免除/納付猶予申請書
(学生の場合)国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・学生証の写し(学生のみ)
- ・所得の申立書(臨時特例用の簡易な所得見込額の申立書)

※国民年金保険料免除/納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできるほか、役場健康保険課や熊本東年金事務所の窓口にも備え付けています。

申請書などの提出先

〒861-2295 益城町大字木山594番地
益城町役場 健康保険課

または、〒862-0901 熊本市東区東町4丁目6-41
熊本東年金事務所

新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での提出にご協力ください。

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
健康保険課 保険年金係 ☎ 286-3113
熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

井戸水使用世帯の下水道使用料調査

井戸水をお使いの世帯の下水道使用料は、世帯人数で算定します。8月中に、該当世帯へ使用人数調査の文書を送付しますので、ご協力をお願いします。

なお、調査後でも、人数に変更があった場合は、役場下水道課までご連絡ください。

☎ 下水道課 管理係 ☎ 286-1131